

欧州評議会 と 人工知能

人工知能(AI)の利用により多くの社会的メリットが期待される一方、人工知能の発展とその人権、民主主義、法の支配への影響をめぐり、社会の懸念が高まっています。

欧州評議会は、人権に関わる法的基準の策定という独自の使命を持つ国際機関として、人工知能に関する(枠組)条約をはじめ、直面する課題に応じた規範の整備に乗り出しています。

このパンフレットは、人工知能分野において欧州評議会の政府間委員会及びその他の機関がこれまで実施または計画してきた作業の概要を紹介するものです。

欧州評議会の
人工知能分野
での活動概要

テーマ別
の焦点

横断的な
優先課題

www.coe.int/AI

はじめに

人工知能 (AI) は、重要かつ喫緊の課題を提起しています。AI は既に身の周りにあり、私たちが受容する情報、私たちの選択、私たちの社会が機能する様式を変革しつつあります。今後数年で、政府、公的機関の運営方法や、民主的プロセスにおける市民間の交流や市民参加の方法において、人工知能が果たす役割はさらに大きくなるでしょう。

AI には、メリットとリスクの双方があります。欧州評議会の役割とは、デジタル環境における人権、民主主義、法の支配が保護され、促進されるよう保証することにあります。つまり、私たち欧州評議会は、AI の利用が欧州評議会のスタンダードを促進し保護するものとなるようにする必要があります。

人工知能に関する委員会 (CAI) の成果を私は心待ちにしています。CAI は、人工知能の開発・設計・使用に関する (枠組) 条約を起草するよう閣僚委員会から付託を受けました。これは欧州評議会のスタンダードを踏まえつつ、イノベーションにつなげようというものです。

この条約は、欧州評議会全体を通じた分野別の作業により、補完されることとなります。

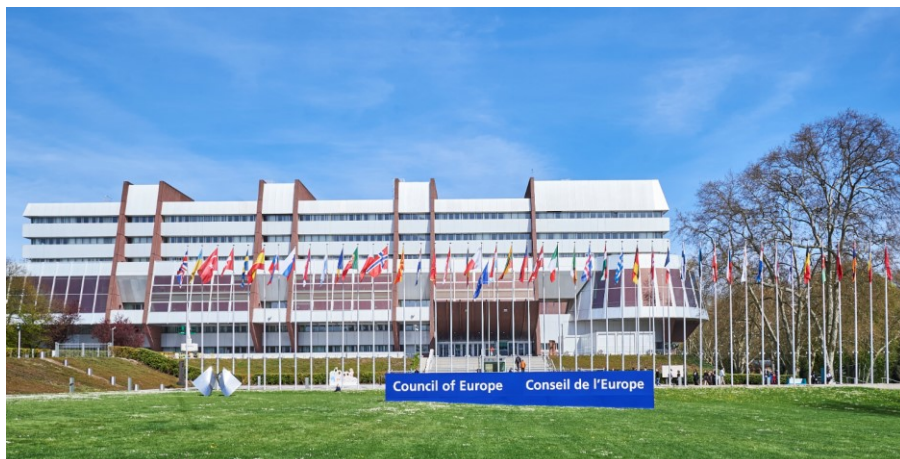
欧州評議会は、新たなスタンダード設定における先駆者としての能力を多くの機会に証明してきました。これらスタンダードは、その後、グローバル・スタンダードとなったのです。私たち欧州評議会は、この伝統を踏まえ、他の国際機関、市民社会、産業界、学術界と共に、マルチステークホルダー・アプローチで人工知能の課題に取り組んでいきます。

欧州評議会事務局長

マリヤ・ペイヤノビッチ=ブリッチ



欧州評議会について



欧州評議会は **46 の加盟国** から構成され、そのうち 27 か国は欧州連合 (EU) の加盟国です。欧州評議会は、欧州において人権、民主主義、法の支配を保障しています。

欧州評議会の全加盟国は、人権、民主主義、法の支配の保護を目的とする国際条約である **欧州人権条約** に加入しています。**欧州人権裁判所** は、加盟国による同条約の履行状況を監督しています。

分野横断的な優先課題



人工知能技術は人類に大きな可能性をもたらす一方、人権の享受、民主主義の機能、法の支配の遵守に関する重大な潜在的リスクを伴っています。欧州評議会は、包括的かつイノベーションを促進する方法でこれらリスクに対応するよう取り組んできました。

欧州評議会のほとんどの委員会、政府間委員会、専門機関及びモニタリング機構は、人工知能が自らの活動分野に与える影響に検討を加えています。

このパンフレットは、人工知能分野における欧州評議会の政府間委員会及び他の機関がこれまでに実施または計画してきた作業の概要を紹介するものです。

閣僚委員会



閣僚委員会は、欧州評議会規程で定められた意思決定機関であり、加盟国の外務大臣から構成されます。閣僚委員会は、国際的な条約及び協定の締結を含め、欧州評議会の目的及び価値を推進するために必要な措置について決定します。

閣僚委員会は、人工知能について欧州評議会の様々な分野にまたがる**横断的なアプローチ**を採ることを決定しました。これを受けて、人工知能に関する委員会(CAI)が設置され、同委員会に対しては、欧州評議会の他の政府間委員会や機関と協調することを通じて、人工知能に関する(枠組)条約を作成し、分野横断的アプローチを維持する役割が与えられています。

主な決定

閣僚委員会は、

✓ 人工知能と人権・民主主義・法の支配に関する横断的な法的拘束力ある文書を導入すべきであるという、CAIの全会一致の勧告を歓迎しました。この勧告は、当該文書はイノベーションにつながる一般的な共通原則に重点を置き、非加盟国の参加の必要があることを強調し、人工知能に関する他の既存の国際的な法的枠組みや現在作成中の枠組みを考慮に入れて、適切な文書の作成を速やかに進めるよう閣僚代理会合に対して指示するものです。(トリノ、2022年5月20日)

✓ 欧州評議会の人権・民主主義・法の支配に関する諸基準に基づき、人工知能の開発、設計、使用に向けたイノベーションにつながる適切な法的枠組みに関する作業を優先することを決定しました。(ハンブルク、2021年5月21日)

✓ 欧州評議会の人権・民主主義・法の支配に関する諸基準に基づき、人工知能の開発、設計、使用に向けた法的枠組みの実現可能性及び想定される要素を、マルチステークホルダーによる協議を基盤として検討するよう閣僚代理会合に対して指示しました。(ヘルシンキ、2019年5月17日)

議員会議



欧州評議会議員会議(PACE)は、46 加盟国の国会議員が一堂に会する場であり、その使命は、人権、民主主義、法の支配という共通の価値を維持することです。議員会議は、人権侵害を明らかにし、加盟国が約束を遵守しているかをモニタリングし勧告を行います。人工知能分野では、一連の決議と勧告を採択し、人工知能が民主主義、人権、法の支配にもたらす機会とリスクを検討しています。

議員会議は、透明性、正義・公平、決定に対する人間の責任、安全・セキュリティ、プライバシー・データ保護を含む、人工知能アプリケーションの開発と実装を行う際に尊重すべき基本的な倫理原則を承認しています。また、**人権、民主主義、法の支配の保護を基盤とした具体的な原則を備えた、人工知能を対象とする分野横断的な規制枠組みを整備する必要性を明らかにし、閣僚委員会に対し、人工知能に適用される拘束力ある法的手段の整備を要求しています。**議員会議には、人工知能と人権に関する小委員会が設置されています。

主要文書

- ✓ 人工知能の民主的ガバナンスの必要性: 決議 2341 (2020)、勧告 2181 (2020)
- ✓ 人工知能の使用に起因する差別の防止: 決議 2343 (2020)、勧告 2183 (2020)
- ✓ アルゴリズムによる司法 - 警察・刑事司法制度における人工知能の役割: 決議 2342 (2020)、勧告 2182 (2020)
- ✓ 医療における人工知能: 今後の医学的、法的、倫理的課題: 勧告 2185 (2020)
- ✓ 人工知能と労働市場: 友か敵か?: 決議 2345 (2020)、勧告 2186 (2020)
- ✓ 「自動」運転車の法的側面: 決議 2346 (2020)、勧告 2187 (2020)
- ✓ 脳とコンピュータのインターフェイス: 基本的自由への新たな脅威に関する新たな権利?: 決議 2344 (2020)、勧告 2184 (2020)

地方自治体会議



地方自治体会議は、46加盟国の**地方・地域民主主義の強化**に責任を負う政治会合であり、欧州地方自治憲章の履行状況を評価しています。欧州の地方自治体及び地域の声として、中央政府と地方自治体間の協議と政治的対話を促すために活動しています。デジタル化と人工知能は、地方自治体会議の2021-2026年のマニフェストに含まれる優先課題のひとつです。

主要文書

- ✓ 報告書「スマートシティとスマートな地域- 人権に基づくガバナンスアプローチの展望」(2022)
- ✓ 報告書「ヘイトスピーチとフェイクニュース: 地方・地域選出議員の労働条件に及ぼす影響」(2022)
- ✓ 報告書「選挙を超えて: 欧州の地方自治体と地域における熟議的手法の活用」(2022)
- ✓ 報告書「ホームシェアリング・プラットフォーム: 地方自治体にとっての課題と機会」(2021)

事務局長



欧州評議会事務局長は、欧州評議会の戦略的運営に対して全体的な責任を負います。事務局長は**デジタル・アジェンダ 2022-2025** を通じて、人工知能を欧州評議会の重要な戦略的優先課題のひとつに指定し、欧州評議会には、デジタル環境においても他の分野と同様に、その基本的な価値を確実に保護する役割があることを再確認しています。

デジタル・アジェンダの実施に関する進捗状況の中間評価が、2023 年中に実施される予定です。

人権コミッショナー



人権コミッショナーは、各国当局、各国人権機関及び市民社会のアクターを含む他のステークホルダーとの対話において、人工知能システムが人権に与える影響への意識啓発を行っています。人工知能システムが人権に及ぼす悪影響を防止・軽減する方法についても、指針を示しています。コミッショナーは既存の基準に基づいて業務を行い、欧州評議会や他の国際機関のこの分野における成果を基礎に据えています。

主要文書

- ✓ 侵入性の高いスパイウェアが人権の本質を脅かす (2023)
- ✓ 意見: コロナウイルスへの懸念は監視を許可する白紙委任状とはならない (2020)
- ✓ AI の使用: 人権を保護する 10 のステップ (2019)
- ✓ エスニック・プロファイリング: 欧州で続く慣行 (2019)
- ✓ 人工知能時代の人権保護 (2018)

国際 NGO 会議



欧州評議会の国際 NGO 会議は、欧州評議会への参加資格を持つ国際 NGO の代表機関です。人工知能に関する委員会(CAI)総会への、起草作業が欧州評議会の各種基準に沿った有意義なものとなるための参加などを通じて、欧州評議会での意思決定プロセスや、そのプログラムの実施に貢献してきました。

国際 NGO 会議は、人工知能の課題に関して他の市民社会組織や学术界と連携しています。例えば国際 NGO 会議は、そのメンバーと共に「人工知能課題への市民社会の参加: ケーススタディ」と題した継続的な研究に寄与しています。この研究は、人工知能に関する特別委員会(CAHAI)がラヴァル大学とパリ・ナンテール大学に委託して実施した、2021 年のマルチステークホルダー協議に焦点を当てています。

国際 NGO 会議は、人工知能と人権・教育に関するウェビナーを開催し、メンバーだけでなく広く市民社会に情報を提供し、様々な課題を議論しています。

人工知能に関する委員会(CAI)



人工知能に関する委員会は、欧州評議会閣僚委員会から**人工知能の開発・設計・使用に関する(枠組)条約**を作成する役割を与えられています。法的拘束力を持つこの国際条約は、**人権、民主主義、法の支配に関する欧州評議会の基準を基盤とし、かつイノベーションを促す**ものであり、2023年11月に採択される予定です。

人工知能に関する委員会は、前身会議体である人工知能に関する特別委員会(CAHAI)の勧告に基づき活動しています。この勧告は、幅広いマルチステークホルダー協議に基づき、人工知能に関する欧州評議会の法的枠組みの実現可能性と想定される要素を検討するものでした。

主要文書

- ✓ 欧州評議会の人権、民主主義、法の支配に関する基準に基づく、人工知能に関する法的枠組みで想定される要素 (2021)
- ✓ 人工知能システムの規制に向けて (2020)
- ✓ 欧州評議会の基準に基づく人工知能の設計・開発・使用の法的枠組みに関する実現可能性調査 (2020)

人権運営委員会 (CDDH)



人権運営委員会の主な目的は、人工知能の基準設定作業が、欧州人権裁判所が解釈するところの欧州人権条約が規定する人権に関する規範に合致するよう保証することにあります。

今後の文書

本委員会は、2024年までに人工知能と人権に関するハンドブックを作成する予定です。

司法協力欧州委員会(CDCJ)



司法協力欧州委員会は、共通の基準の策定と司法協力の推進を通じて、公法及び私法の分野における欧州評議会の活動を監督しています。欧州司法協力委員会は、その管轄分野、すなわち公法、私法、司法の運営における人工知能の活用に起因する新たな課題に対応する義務を負っています。

主要文書

- ✓ 欧州評議会加盟国における行政法と行政の意思決定への人工知能などのアルゴリズム・システムの使用に関する比較研究 (2022)

今後の文書

本委員会は、行政における意思決定と人工知能に関する要素を盛り込むために、2023年に同委員会のハンドブック「行政とあなた——個人と公的機関の関係に関する行政法の原則」の改訂を進めています。

生物医学と保健の分野における人権運営委員会 (CDBIO)



生物医学と保健の分野における人権運営委員会は、医療における人工知能の利用とそれが医師と患者の関係に与える影響に関する報告書を作成する予定です。そこでは、治療関係に欠かせない要素として、患者の自律性と知る権利の尊重及び透明性と患者の信頼の維持における医療従事者の役割に焦点が当てられます。

主要文書

- ✓ 人工知能が医師と患者の関係に与える影響に関する報告書(2022。CDBIO が専門家プレント・ミッテルシュタット氏に委託)

今後の文書

本委員会は、人工知能が医師と患者の関係に与える影響に関する報告書を作成中であり、この報告書には、2023～24 年に同委員会が検討する詳細な考察や勧告が含まれる予定です。

メディア・情報社会運営委員会 (CDMSI)



メディア・情報社会運営委員会は、表現の自由、メディア、インターネットガバナンス及び他の情報社会に関連する課題に関わる欧州評議会の活動を導く責任を負い、欧州評議会の先頭立って人工知能とそのツールが提起する諸課題を調査してきました。同委員会は、政治的議論におけるこの課題の優先順位を高める上で実質的貢献を果たしてきました。

主要文書

- ✓ デジタル技術が表現の自由に与える影響に関する勧告 (2022)
- ✓ ヘイトスピーチ撲滅に関する勧告 (2022)
- ✓ デジタル時代の質の高い報道のための環境整備に関する勧告 (2022)
- ✓ メディア及びコミュニケーション・ガバナンスの原則に関する勧告 (2022)
- ✓ 選挙広報及び選挙運動についてのメディア報道に関する勧告 (2022)
- ✓ アルゴリズム・システムが人権に与える影響に関する勧告 (2020)
- ✓ コンテンツ・モデレーションに関するガイダンス・ノート (2021)
- ✓ 公共の利益となるオンラインコンテンツの優先順位付けに関するガイダンス・ノート (2021)

今後の文書

本委員会は現在、オンライン上の偽情報の撲滅とジャーナリストによる AI ツールの使用に関するガイドラインを作成しています。同委員会は、欧州評議会デジタルパートナーシップに基づき、2022 年に、メタバースが人権、法の支配、民主主義的価値観に与える影響及びユーザーの権利に関する META の方針について、同社と 2 回の意見交換を行いました。

ジェンダー平等委員会 (GEC)



ジェンダー平等委員会は、欧州評議会のすべての政策にジェンダー平等を反映させ、国際レベルのコミットメントと欧州における女性の現実との間の隔たりを確実に解消する支援を行っています。

ジェンダー平等委員会は、反差別・多様性・包摂性に関する運営委員会 (CDADI) と共に、人工知能が平等、ジェンダー平等、反差別に与える影響に関する調査を実施する責任を負っています。調査結果に従って、このテーマに関する具体的な法的手段を整備する可能性もあります。

主要文書

- ✓ 移民・難民・庇護を希望する女性と女兒の権利の保護に関する勧告 (2022)
- ✓ 性差別の防止・撲滅に関する勧告 (2019)

今後の文書

GEC 及び CDADI は、人工知能システムの影響、人工知能システムがジェンダー平等を含む平等を促進する可能性及び人工知能システムが引き起こしうる反差別の観点からのリスクについての調査報告を 2023 年に行う予定です。

差別禁止・多様性・包摂性に関する運営委員会 (CDADI)



反差別・多様性・包摂性に関する運営委員会は、万人の平等を推進し、差別やヘイト行為から十分に保護され多様性が尊重される、より包摂的な社会を構築することを目指す欧州評議会の政府間での作業を運営しています。

ジェンダー平等委員会は、反差別・多様性・包摂性に関する運営委員会 (CDADI) と共に、人工知能が平等、ジェンダー平等、反差別に与える影響に関する調査を実施する責任を負っています。調査結果に従って、このテーマに関する具体的な法的手段を整備する可能性もあります。

主要文書

- ✓ [ヘイトスピーチ撲滅に関する勧告 \(2022\)](#)

今後の文書

GEC 及び CDADI は、人工知能システムの影響、人工知能システムがジェンダー平等を含む平等を促進する可能性、及び人工知能システムが引き起こしうる反差別的観点からのリスクについての調査報告を 2023 年に行う予定です。

子どもの権利運営委員会 (CDENF)



子どもの権利運営委員会は、すべての子どもの技術へのアクセスと技術の安全な使用に関わる 3 つの主要課題を明らかにしました。すなわち、人工知能の環境における子どもの権利に対応する法的枠組みがなく、既存の法的枠組みの履行が不十分であること、人工知能システムが子どもに固有のニーズやリスクに配慮せず設計されていること、人工知能が子どもの発達に与える影響に関しより正確な科学的証拠が必要とされることです。

主要文書

- ✓ デジタル環境における子どもの権利に関する政策立案者向けハンドブック (2020)
- ✓ デジタル環境における子どもの権利の尊重・保護・充足のためのガイドラインに関する勧告 (2018) (子ども用もあり)

今後の文書

本委員会は、2025 年までに子どもの権利と人工知能に関する報告書を作成する予定です。

社会的結束のための欧州委員会 (CCS)



社会的結束のための欧州委員会は、社会権への平等で実効的なアクセスを保証するために、社会的結束に関する欧州評議会の活動、特に欧州社会憲章とその集団申立手続きを推進することを付託されています。社会的結束に関わる新たな動向や課題を検討する役割を負っているため、社会権分野における人工知能の開発は、同委員会の活動の優先課題に含まれます。

主要文書

- ✓ 報告書「デジタル化とIT 開発が社会権と社会的結束に及ぼす影響」(2022)
- ✓ 社会的セーフティネット分野におけるコンピュータまたは人工知能を用いた意思決定のリスクに関する宣言 (2021)

今後の活動

本委員会は、「仕事の変遷:プラットフォーム経済とそれが社会的結束に与える影響」と題する会議を 2023 年 6 月に開催する予定です。

刑事問題欧州委員会 (CDPC)

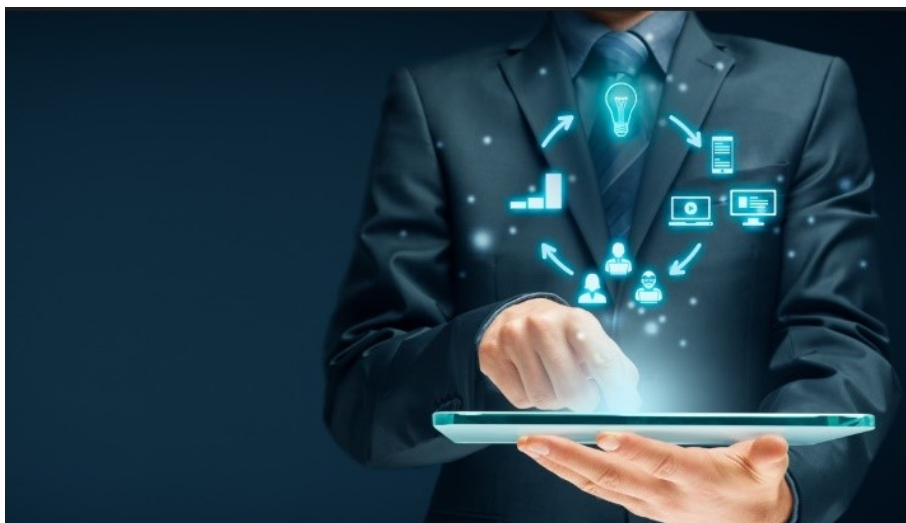


刑事問題欧州委員会の人工知能と刑法に関する法的文書起草委員会は、自動車と自動運転に関する刑法上の問題を取り上げています。なかでも、刑事責任、証拠に関わる問題、自動車運転に関する犯罪、人工知能システムのデータへのアクセスと利用、国際協力、国境を越える問題など、今後の法的文書で扱われる可能性があるいくつかの課題を指摘しています。

主要文書

- ✓ 人工知能と刑法に関する欧州評議会の将来的法的文書についての実現可能性調査 (2020)

民主主義と統治に関する欧州委員会（CDDG）



民主主義と統治に関する欧州委員会は、民主主義と統治の分野の基準設定と意見交換を行い、政府のあらゆるレベルにおける民主的制度の強化に向け協力するための欧州評議会の政府間フォーラムです。さらに同委員会は、電子投票に関する勧告の履行を調査し、想定されるリスクを削減しつつデジタルトランスフォーメーションが生み出す機会を活用することを目的として、政府のあらゆるレベルで加盟国に指針を提供しており、特に公共部門における人工知能の使用と自動的意志決定を注視しています。

主要文書

- ✓ 選挙プロセスにおける情報通信技術 (ICT) の活用に関するガイドライン(2022)
- ✓ 人工知能と自動的意志決定を含む、デジタルトランスフォーメーションが民主主義と良き統治に与える影響の調査 (2021)
- ✓ 電子民主主義に関するハンドブック (2020)
- ✓ 電子投票の基準に関する勧告 (2017)

今後の文書

本委員会は、2024 年までに、行政によるデジタル技術と人工知能の活用に関するハンドブックを作成し、ケーススタディ、ベストプラクティス、政策提言を示す予定です。

法による民主主義のための欧州委員会 (ベニス委員会)

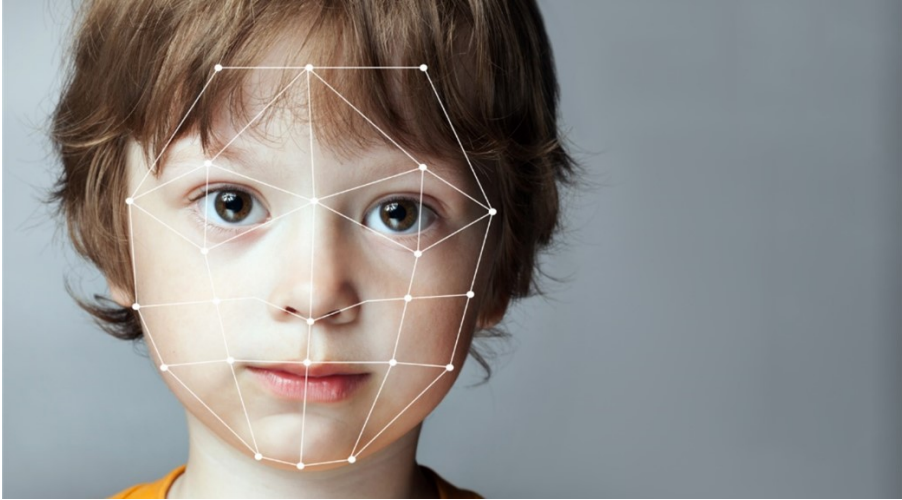


ベニス委員会は、憲法に関わる事項を扱う欧州評議会の諮問組織です。民主的制度と基本的権利、憲法裁判と一般的司法、選挙、国民投票、政党などの分野に関し加盟国に法的助言を行います。分野横断的な報告書も作成し、デジタル技術と選挙に関する2件の文書を既に採択しています。さらに、第19回欧州選挙管理委員会会議において「人工知能と選挙の完全性」を取り上げました。

主要文書

- ✓ 第19回欧州選挙管理委員会会議「人工知能と選挙の完全性」の実施 (2022)
- ✓ 選挙プロセスにおける基本的権利を遵守したデジタル技術の使用原則 (2020)
- ✓ ベニス委員会と欧州評議会第1総局(DGI: 人権・法の支配担当) 情報社会・犯罪対策局による、デジタル技術と選挙に関する共同報告書 (2019)

教育に関する運営委員会 (CDEDU)



2019年に欧州評議会閣僚委員会が指摘したように、人工知能は次第に教育に影響を及ぼし、機会とともに多くの脅威ももたらしています。こうした考えに基づき、人工知能と教育の関連性の検討を目指す報告書の作成が付託されました。この報告書は、さらなる批判的議論を促し情報を提供するために、人工知能と教育についての未解決の課題、機会、影響に関し暫定的なニーズ分析を行います。

教育部は、人工知能と教育が有する様々な関連性への理解を深めるために、欧州評議会の46加盟国からデータを集めて、「欧州評議会加盟国における人工知能と教育の現状」という調査を実施しました。

上記報告書による暫定的なニーズ分析、調査の結果や、2022年10月の実務者会合での議論は、教育分野での公益に資する人工知能の活用と教訓に関する加盟国への実用的な勧告を策定する上での第一歩になるでしょう。

主要文書

- ✓ 報告書「人工知能と教育 - 人権、民主主義、法の支配からの批判的視点」(2022)
- ✓ 人工知能と教育に関する実務者会合報告(2022)
- ✓ デジタル公民教育の発展と推進に関する勧告 (2019)

今後の文書

教育部は、2024～2027年プログラムで人工知能と教育に関する法的/政策文書を作成する予定です。

文化・遺産・景観のための運営委員会 (CDCPP)



文化・遺産・景観のための運営委員会は、関連する専門家団体や他のパートナーと協力して、人工知能などの最近の技術的進歩を踏まえたガイドラインを作成し、文化・創造・文化遺産の分野における欧州評議会の基準を補う役割を負っています。また、同委員会が管轄する部門においてデジタル化と人工知能が生む課題や機会に対応し、文化的多様性と文化間対話を推進することも目指しています。

主要文書

- ✓ 文化・文化遺産・景観がグローバルな課題への対応において果たす役割に関する勧告 (2022)
- ✓ 「E-relevance: 人工知能時代の芸術と文化の役割」(2022)
- ✓ 自由をもたらす力としてのインターネットを強化する上での文化の貢献に関する勧告 (2018)
- ✓ 文化・リテラシー・民主主義のためのビッグデータに関する勧告 (2017)
- ✓ 市民のインターネットに関する勧告 (2016)
- ✓ 文化とデジタル化に関するプラットフォーム上の交流に関するパンフレット

今後の文書

本委員会は、人工知能などの最新の技術的進歩を踏まえたガイダンス文書を作成し、文化・創造・文化遺産の分野における欧州評議会の基準を補うことを役割としています。

司法効率欧州委員会(CEPEJ)



司法効率欧州委員会は、そのメンバーと共に、グッドプラクティスの共有、分析及びガイダンスの提供、人工知能の責任ある利用の推進を通じて、法の支配と基本的権利に沿ったデジタルトランスフォーメーションの実施に取り組んでいます。2018年には、「司法制度における人工知能の活用とその環境に関する欧州倫理憲章」を採択し、人工知能と司法の分野で尊重されるべき基本原則を定めました。また、本憲章の具体的適用に関するガイダンス、リソースセンター、特定分野での普及活動及び諮問委員会がこれを補足しています。2022年には、CEPEJを支援して司法分野への人工知能の実際の適用を監視し、関連する技術的側面について助言を行うために、CEPEJ人工知能諮問委員会(AIAB)が設置されました。

主要文書

- ✓ 司法制度における人工知能活用とその環境に関する欧州倫理憲章 (2018)
- ✓ 「CEPEJ 司法制度への人工知能活用とその環境に関する欧州倫理憲章」の適切なフォローアップのための改定ロードマップ (2021)
- ✓ 司法手続におけるビデオ会議のガイドライン (2021)
- ✓ 事件記録の電子提出(e-filing)と裁判所のデジタル化に関するガイドライン (2021)

今後の活動

本委員会は、デジタル司法と人工知能に関するリソースセンター、人工知能活用に関する倫理憲章を効果的に適用するための評価ツール、司法の効率と質に関するオンライン研修講座のモジュールを開発しています。

個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約(第 108 号条約)締約国委員会 (T-PD)



第 108 号条約及び現代版第 108 号条約(108+条約)は、プライバシーと個人データ保護に関する法的拘束力を持つ唯一の多国間条約であり、デジタル時代に自由なデータの流通を促進し人間の尊厳を尊重する画期的な条約です。締約国委員会は、第 108 号条約及び 108+条約が定めるデータ保護基準の解釈を任せられ、デジタル時代に広く受け入れられる保護の水準を検討し定めています。本条約は全世界に拡大し、原則に基づく個人のプライバシー保護の枠組みと実践的な協力の場を監督当局に提供しています。本委員会は、人工知能などの関連分野に関する文書も作成しており、アルゴリズムによる推論、管理または監視につながる可能性のある人工知能システム・技術の使用について、データ保護関連の指針を提供することを目指しています。

主要文書:

- ✓ 国のデジタル身分証明に関するガイドライン (2022)
- ✓ 政治的キャンペーンのためのガイドライン (2021)
- ✓ 教育現場における子どものデータについての保護に関するガイドライン (2021)
- ✓ デジタル環境における子どものプライバシーの保護の必要性に関する宣言 (2021)
- ✓ プロファイリングでの個人データ自動処理に関わる個人保護に関する勧告 (2021)
- ✓ 顔認識に関するガイドライン (2020)
- ✓ 人工知能とデータ保護に関するガイドライン (2019)
- ✓ ビッグデータ時代のデータ処理に関わる個人保護に関するガイドライン (2017)

サイバー犯罪条約委員会 (T-CY)



サイバー犯罪条約委員会は、サイバー犯罪条約(ブダペスト条約)の効果的な活用と履行を推進しています。この条約は、刑法の実体的な規定を人工知能を含めた現在及び将来の技術のいずれにも適用できるよう、特定の技術に左右されない表現を使用しています。

サイバー犯罪と電子証拠に関連する法律、政治、技術面の大きな進歩を検討することが、T-CY の中心的な機能のひとつであり、これには人工知能などのテーマも含まれる可能性があります。2022年1月～2023年12月のT-CY活動計画も、このテーマへの関与を強める意向を示しています。サイバー犯罪の知見を共有するフォーラムであるオクトパス会合も、人工知能を扱っています。直近では、2021年のオクトパス会議で「人工知能、サイバー犯罪、電子証拠」に関するパネルが開催されました。

若者に関する共同評議会 (CMJ)



青少年部の共同運営体制に参加するパートナー——若者に関する諮問評議会 (CCJ) と欧州若者運営委員会 (CDEJ)——は、人工知能のガバナンス問題への若者の参加や若者の AI リテラシーに重点を置いて、早い時期から人工知能と若者政策の関係性に関心を抱いていました。この問題意識は、2020 年以降の Youth for Democracy プログラムの優先課題に反映され、若者団体との活動にも適用されています。青少年部は、若者の AI リテラシーに注目した教育資料の開発に加えて、AI リテラシー、AI ガバナンスへの若者の参加、人権問題に関する若者の意見を集める活動も展開してきました。この活動を受けて 2020 年に「AI ガバナンスへの若者の参加に関する宣言」が誕生し CMJ の承認を受けました。若者に関する共同評議会は、民主主義活性化のための若者キャンペーン「Democracy Here | Democracy Now」でも人工知能に中心的な役割を与えています。このキャンペーンの枠組みに基づき、Youth Action Week (若者行動ウィーク) の参加者が 2022 年に作成した行動要請は、若者の期待を反映したものとなっています。

主要文書:

- ✓ 若者行動ウィーク Democracy Now: 行動要請 (2022)
- ✓ 人工知能: 若者はどんな形で関与できるか? (2021)
- ✓ 若者による AI ガバナンスへの関与に関する宣言 (2020)
- ✓ 「人工知能とそれが若者に与える影響」セミナーの実施 (2019)

今後の文書:

EU・欧州評議会若者パートナーシップは、人工知能システムが若者と若手就業者に与える影響の評価を目的とする調査も準備しています。

欧州評議会と人工知能

欧州評議会について.....	2
分野横断的な優先課題.....	3
閣僚委員会.....	4
議員会議.....	5
地方自治体会議.....	6
事務局長.....	7
人権コミッショナー.....	8
国際 NGO 会議.....	9
人工知能に関する委員会 (CAI).....	10
人権運営委員会 (CDDH).....	11
欧州司法協力委員会 (CDCJ).....	12
生物医学と保健の分野における人権運営委員会 (CDBIO).....	13
メディア・情報社会運営委員会 (CDMSI).....	14
ジェンダー平等委員会 (GEC).....	15
反差別・多様性・包摂性に関する運営委員会 (CDADI).....	16
子どもの権利運営委員会 (CDENF).....	17
社会的結束のための欧州委員会 (CCS).....	18
刑事問題欧州委員会 (CDPC).....	19
民主主義と統治に関する欧州委員会 (CDDG).....	20
法による民主主義のための欧州委員会 (ベニス委員会).....	21
教育運営委員会 (CDEDU).....	22
文化・遺産・景観のための運営委員会 (CDCPP).....	23
司法効率欧州委員会 (CEPEJ).....	24
個人データの自動処理に関する第 108 号条約 (T-PD)に係る 個人保護諮問委員会.....	25
サイバー犯罪条約委員会 (T-CY).....	26
若者に関する共同評議会 (CMJ).....	27

日本語版:

*THE COUNCIL OF EUROPE
AND ARTIFICIAL INTELLIGENCE*

この作品で表明された意見は著者の責任であり、必ずしも欧州評議会の公式方針を反映するものではありません。

本文の完全性が保たれ、文脈を無視して使用されず、不完全な情報を提供せず、本文の性質、範囲、内容に関して読者に誤解を与えない限り、商業目的を除き、抜粋(500語まで)の転載が許可されています。引用元のテキストは、常に「©Council of Europe, year of the publication」のように明記する必要があります。その他、本書の全部または一部の転載・翻訳に関するご要望は、欧州評議会コミュニケーション局にご連絡ください。

(F-67075 Strasbourg Cedex または
publication@coe.int)。

表紙のデザインとレイアウト:
欧州評議会情報社会部

画像: ©Shutterstock

欧州評議会出版

F-67075 ストラスブール セデックス

© 欧州評議会、2023 年 3 月

欧州評議会 は、欧州大陸屈指の人権組織であり、欧州連合の全加盟国を含む 46 の加盟国から構成されます。欧州評議会 のすべての加盟国が、人権、民主主義、法の支配を守るために 策定された欧州人権条約に加入しています。欧州人権裁判所 は、加盟国による人権条約の実施状況を監督しています。

欧州評議会 は、デジタル環境において人権、民主主義、法の支配が保護・促進されるよう保証します。欧州評議会 は、新たなスタンダード設定における先駆者たる能力を多くの機会に 証明してきており、これら基準はその後、国際基準となったので す。欧州評議会はこの伝統に基づき人工知能にも対応します。

www.coe.int/AI

JPN

